

加工・業務用園芸産地確立事業公募要領

第1 総則

加工・業務用園芸産地確立事業に係る公募の実施については、この要領に定めるとおりとする。

事業の実施にあたっては、加工・業務用園芸産地確立事業実施要領（以下、「実施要領」という。）の定めによるものとする。

第2 事業の目的

県産野菜等の加工・業務用需要の拡大に対応するため、加工・業務用野菜等の生産を志向する農家に対して、実需者ニーズに対応した安定生産・省力化に向けた取組を支援し、産地の持続的な発展を図る。

第3 支援対象品目

本事業で支援する対象品目は、鹿児島県内で生産される野菜、果実とする。

第4 対象事業者

(1) 農業者の組織する団体

3戸以上の農業者で組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）又は、農業の常時従事者3人以上を雇用している農事組合法人以外の農業法人、農事組合法人

(2) 農業協同組合

第5 事業の内容

事業内容	具体的な取組内容	
1 実需者ニーズに対応した栽培技術の確立	生産・流通体系の構築に向けた取組	・新規作型、品種の導入 ・生産コストの低減 ・流通コストの低減
	作型安定技術の導入に向けた取組	・土層改良・排水対策 ・病虫害防除・連作障害回避対策 ・地温安定・保水・風害対策 ・土壌改良資材施用
2 契約取引の推進	契約取引の推進に資する取組	・実需者等との契約取引に向けた検討会の開催 ・産地への招へい ・実需者等からの求めに応じたGAP認証の取得等

第6 補助対象となる期間

補助金交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

第7 補助率、補助対象要件等

事業内容	補助対象経費	補助率	補助対象要件
1 実需者ニーズに対応した栽培技術の確立	・会場使用料 ・機械・機器等借上料 ・講師謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・諸材料費 ・委託料 ・印刷製本費 ・簡易な機械・機器の導入に要する消耗品費(※) ・備品購入費(※) ・役務費 など なお、機械・機器1台当たりの取得価格は、500千円未満とする。 ※ 生産・流通体系の構築に向けた取組のみ対象	1/2 以内 1 事業実施主体あたりの補助金額の上限は、1,000 千円とする。	・対象品目は、野菜、果実とする。 ・目標年度において加工・業務用出荷量を10%以上増加すること。 ・国庫補助事業の対象とならない場合に限る。 ・過去に本事業の補助を受けている事業実施主体の品目については以下のとおりとする。 (1) 現状の出荷量が前回申請時より増加していること（ただし、自然災害等により出荷量が減少した場合は除く）。 (2) 成果目標が前回申請時より高いこと。 (3) 新たな取組であること。
2 契約取引の推進			

第8 応募手続

本事業の実施を希望する団体は、必要書類を以下により提出するものとする。

1 応募書類

- (1) 事業実施計画の承認申請書（「実施要領」別記様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（「実施要領」別記様式第2号）
- (3) 県税未納なし証明書
- (4) その他知事が必要と認める資料

2 公募期間

令和8年9月3日（木）から令和8年10月5日（月）午後5時まで（必着）

3 応募方法

メール又は郵送等により、所管する地域振興局・支庁に提出するものとする。

4 応募書類の作成及び提出に当たっての注意事項等

- (1) 応募書類に虚偽の記載、不備がある場合は、審査対象外とする。
- (2) 応募者が、同一の内容で、既に国や県から他の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。
 なお、国や県からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の採択の決定を取り消す場合がある。
- (3) 事業実施計画書等は、公開している様式ファイルを活用して作成する。
- (4) 応募書類を郵送により提出する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により行う。
- (5) 提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

第9 審査方法等

1 補助金交付候補者の選定

事業実施主体の選定に当たっては、実施要領第5の3のに基づき県において、応募者から提出された書類について実施要領別表の配分基準で審査し、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に決定するものとする。

なお、審査に当たり、県から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。また、提出された書類については、秘密保持に十分に配慮するものとし、審査以外で無断使用は行わない。

2 審査結果の通知

審査により補助金交付候補者を決定したときは、県は応募者に速やかに選定結果を通知する。

なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じないものとする。

第10 応募書類等の問合せ先

下記のとおり。なお、問合せは、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

<事業全般に関する問合せ先>

- ・ 鹿児島県農政部農産園芸課野菜係
電話番号：099-286-3181 担当：向吉

<提出先・問合せ先>

- ・ 鹿児島地域振興局 農政普及課
〒892-0817 鹿児島市小川町 3-56
電話番号：099-805-7264
メールアドレス：kago-nousei-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 南薩地域振興局 農政普及課
〒897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13
電話番号：0993-52-1342
メールアドレス：minami-noushin@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 北薩地域振興局 農政普及課
〒895-0052 薩摩川内市神田町 1-22
電話番号：0996-25-5530
メールアドレス：kita-fukyu-nousin2@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 始良・伊佐地域振興局 農政普及課
〒899-5212 始良市加治木町諏訪町 12
電話番号：0995-63-8146
メールアドレス：airaisa-fukyu-noshin@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 大隅地域振興局 農政普及課
〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6
電話番号：0994-52-2138
メールアドレス：oosumi-fukyu-noshin1@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 熊毛支庁 農政普及課
〒891-3101 西之表市西之表 7590
電話番号：0997-22-0044
メールアドレス：kumage-nousei-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp
- ・ 大島支庁 農政普及課
〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3
電話番号：0997-57-7265
メールアドレス：oosima-nousei-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp